

# 加西市立加西特別支援学校いじめ防止基本方針

加西市立加西特別支援学校

## 1 学校の方針

教育方針を「明るく・強く・自立する子」と定め、さらに「児童生徒一人ひとりの実態を的確に把握し、その個性や特性に応じて、社会的自立に必要な基礎的知識や技能・態度を養い、意欲的に活動し、社会の一員として生きていく心豊かな子の育成を目指し、取り組んでいる。

そのために、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けての日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は加西市の南部、加古川市にほど近い善防山の麓に位置している。また、周囲は緑豊かで自然環境に恵まれている。昭和51年に知的障害のある児童生徒を対象として開校し、小学部と中学部を設置した。また、平成5年高等部を設置、平成9年現在の新校舎が完成し、平成19年加西養護学校から、加西特別支援学校へ校名を変更した。

本校は、地域の小中学校との地域校交流や市内の高等学校との交流に積極的に取り組んでいる。また近隣地域での作品展への参加などを通して、障害のある児童生徒への理解と啓発を進めている。

平素より少人数の児童生徒を複数の教員が担当し、家庭との連絡帳を利用して、児童生徒の小さな変化にも対応している。いじめについては、すべての教育活動の場面で、人権を尊重する教育を展開、いじめを許さない学校づくりを目指し、以下の指導体制を構築し、包括的に推進する。

### いじめ問題についての4つの基本認識

- いじめは誰にでも、どこの学校にも起こりうる。また、だれもが被害者にも加害者にもなりうる。
- いじめは人権侵害であり、人間として絶対許される行為でない。
- 未然防止の基本は、児童生徒が友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、主体的に学習や活動に参加・活躍できるような授業作り・集団作り・学校作りである。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

## (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

### 別紙3 年間指導計画

## (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

### 別紙4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、加西市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、民生児童委員、人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、加西市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会やPTA総会をはじめ、教育相談や家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。